

5. 運行管理制度－1

運行管理者の概要

自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保に関する業務を行わせるため、営業所ごとに車両数に応じて、国家資格者である運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、一定人数以上の運行管理者を選任しなければならない。

運行管理者の主な業務

(1) 過労運転の防止

乗務記録、運行記録計により乗務時間を把握し、運転者の適切な勤務時間、乗務時間の設定や必要に応じて交替運転者を配置する等、乗務員の適正な勤務体制を確立する。

乗務割作成

定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させなければならない。

(2) 点呼の実施

運転者に対して、乗務前、乗務後に点呼を実施し、飲酒の有無、疲労、健康状態の確認を行い運行可否の決定を行うとともに、悪天候時の運行経路の変更など安全な走行を確保するため具体的な指示を行う。

対面点呼

乗務しようとする運転者・乗務を終了した運転者に対して、対面により点呼を行い、報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(3) 運転者に対する指導監督

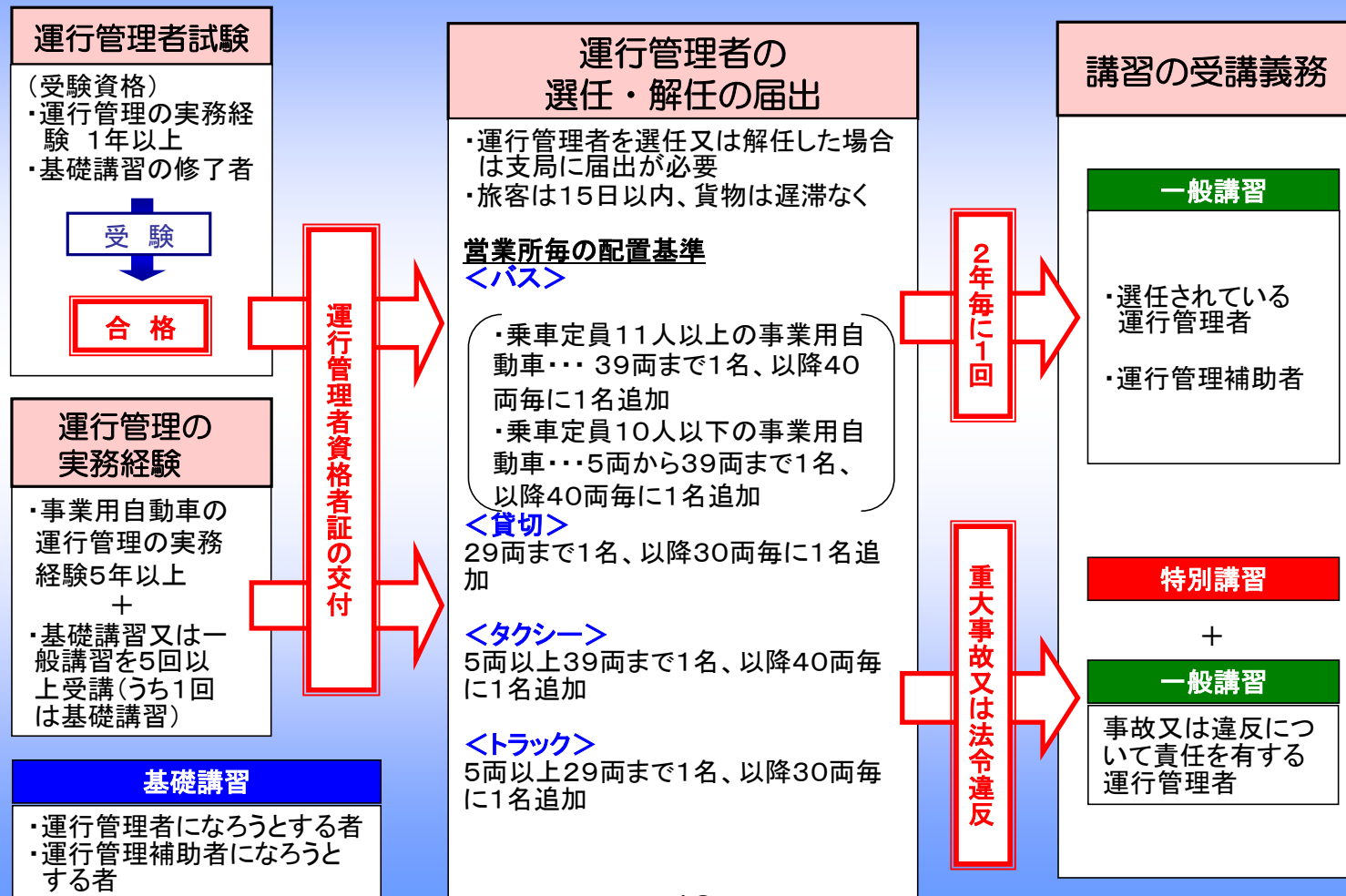
運行の安全を確保するため、運転者に対して常日頃から指導監督を行い、安全関係法令等を遵守の徹底を図る。

指導

運行する路線の状態、これに対処できる運転技術、法令に定める自動車の運転及び適性診断を受診させる等運転者に対して、指導、監督及び特別な指導を行わなければならない。

5. 運行管理制度－2

運行管理者の受験資格・選任・講習



5. 運行管理制度－3

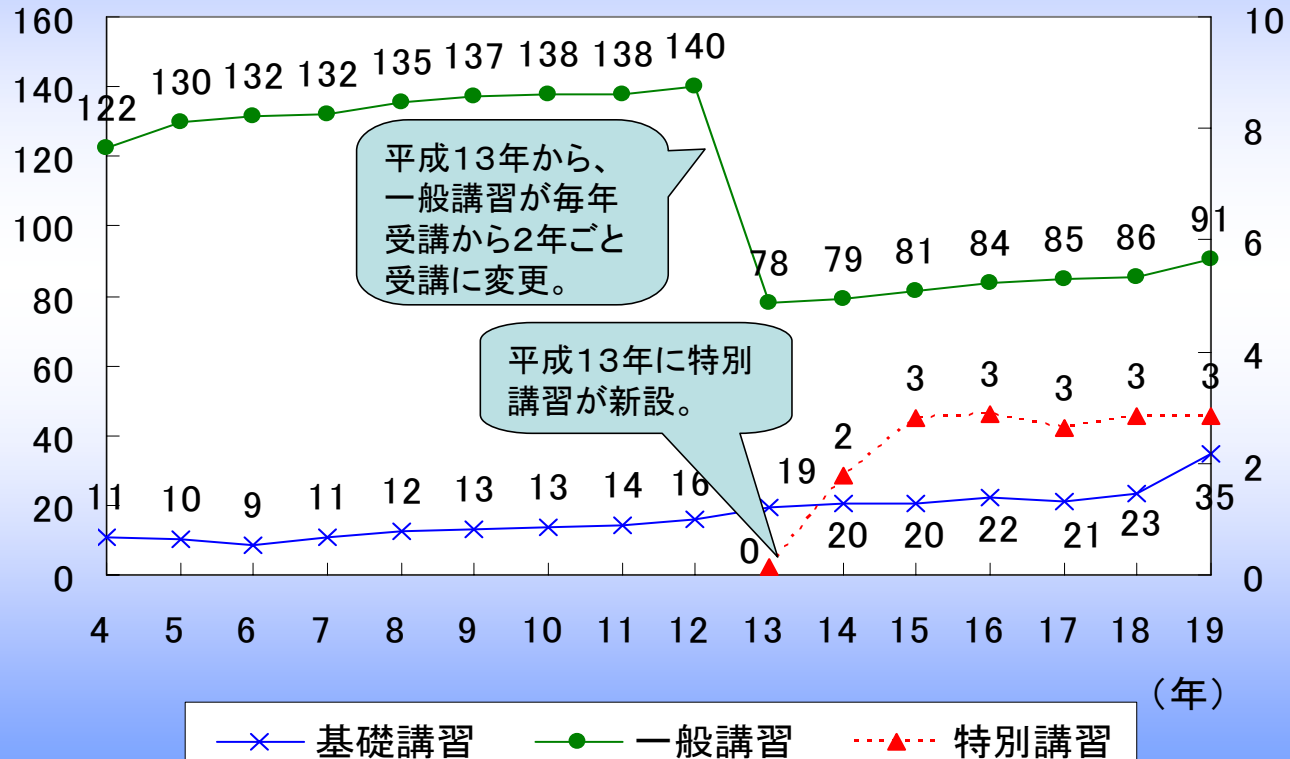
講習受講実績

基礎講習、一般講習

(千人)

特別講習

(千人)



5. 運行管理制度－4

補助者制度

運行管理者が休日無く勤務することは現実不可能であり、運行管理者の不在時における営業所の運行管理を徹底するため、運行管理者の業務を補助する者として補助者を選任することが出来る。

●補助者として選任することができる者

- ・基礎講習を修了した者
- ・運行管理者資格者証の交付を受けている者

●補助者が実施できる業務

- ・点呼に関する業務(実施回数の3分の1以上は運行管理者が実施していること)
- ・運行管理者が実施する業務の履行補助

5. 運行管理制度－5

運行管理者に対する処分

運行の安全確保に関する違反があった場合において、下記の行為に該当するときには、事業者に対する行政処分と合わせて、運行管理者の資格者証の返納命令を実施

1. 事業者に対する行政処分の処分量と無関係で返納を命ぜられる場合

(平成19年7月から命令発動基準を強化し、この類型を追加)

- ① 資格者が事業用自動車により酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又はひき逃げを行った場合
- ② 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全くしていない状態が認められた場合
- ③ 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

等

2. 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であったときに返納を命ぜられる場合

- ① 多数の死傷者を生じる事故等を惹起した場合その他社会的影響度の大きい事故の場合
- ② 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り又は十分な点呼を実施していなかった為、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転又はひき逃げが行われていた場合
- ③ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せられている状態が認められる場合

等

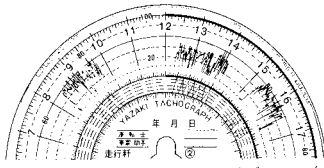
5. 運行管理制度－6

運行記録計

運行記録計の記録により車両の運行実態の把握ができ、その記録内容分析を行い、乗務員指導、労務管理などのへの活用が可能

デジタル式運行記録計の中には、通信技術の活用により車両の運行情報(位置情報、ドライバーの運転操作など)をリアルタイムで把握可能なシステムも存在する

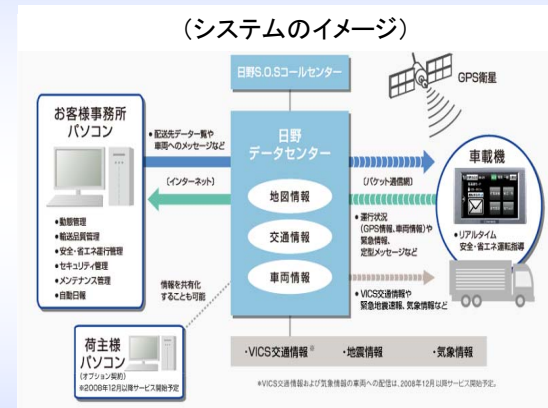
アナログ式運行記録計



デジタル式運行記録計



(システムのイメージ)



(日野自動車ホームページより)

義務付け対象

乗合バス	貸切バス	タクシー	トラック
始点から終点までの距離が ¹ 100kmを超える運行システムを運行する自動車	全車両	最高乗務距離を定める地域、流しの営業が多いと認められる地域として地方運輸局長が指定する地域内の営業所の自動車(個タクを除く) ※指定状況 都市部を中心に約一割の営業区域を指定	・車両総重量8t以上、最大積重量5t以上の自動車 ・特別積合せ貨物運送に係る運行システムに配置する自動車

5. 運行管理制度－7

映像記録型ドライブレコーダ

・前方記録用小型カメラを備え、一定の加速度(減速度)を感知した場合(トリガー)に、トリガー前後の車両前方の映像や減速度等の車両データを記録することにより、事故やヒヤリハット時映像の記録が可能。

● 事故データ(例)

急停止した先行ワゴン車に追突



● ヒヤリハットデータ(例)

突然自転車横断、あわや衝突



映像記録型ドライブレコーダの中には、通信技術の活用により、事故等により記録された映像等のデータを自動的に事業所に転送することが可能なシステムも存在する



(いすゞ自動車ホームページより)

普及状況(H20. 3)

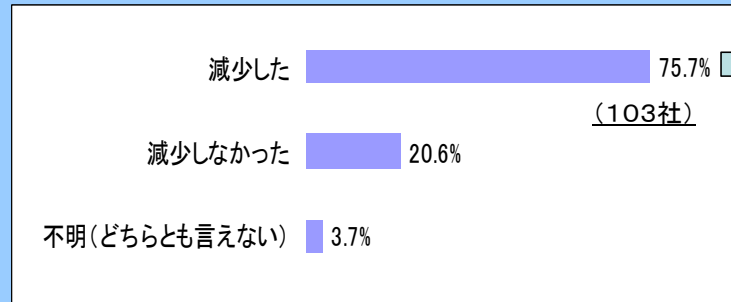
	乗合バス	タクシー	営業用トラック	一般向け(参考)
普及率 (出荷台数/車両台数)	8.6%	49.0%	5.6%	0.1%

5. 運行管理制度－8

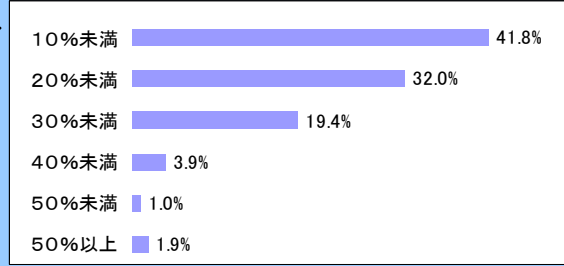
映像記録型ドライブレコーダの事故防止効果事例

＜事例1＞東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合加入事業者204社に対するアンケート調査結果（平成19年10月）

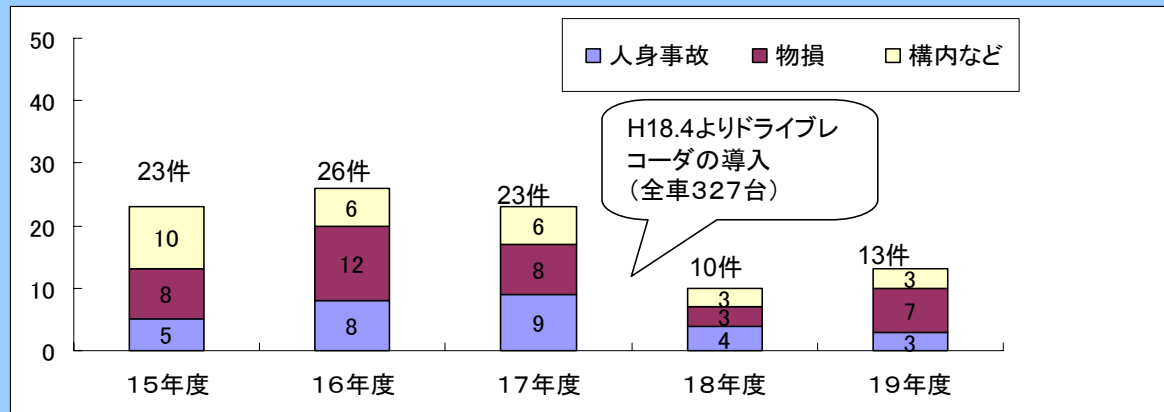
ドライブレコーダ導入事業者（136社）における事故発生状況（第一当事者）



事故減少事業者（103社）における事故減少率



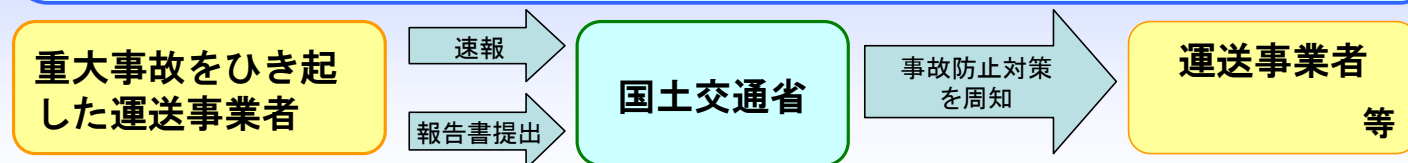
＜事例2＞トラック事業者（A運送）における事故件数の推移



6. 事故情報の活用－1

重大事故報告制度の概要

- 重大事故をひき起こした運送事業者は、24時間以内に事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報し、30日以内に報告書を提出することとされている。
- 国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要に応じ事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させることとなっている。



報告書の提出が必要となる主な事故（30日以内）

1. 自動車の転覆、転落、火災、踏切における鉄道車両と衝突若しくは接触した事故
2. 死者又は重傷者を生じた事故
3. 自動車に積載した危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質、RI、劇毒物、その他可燃物の飛散・漏洩事故
4. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に傷害が生じた事故
5. 運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの
6. 自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの
7. その他国土交通大臣が特に必要と認めたもの

(例) ・20人以上の軽傷者を生じた事故
・飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反の事故

等

速報が必要となる主な事故（24時間以内）

・報告書の提出が必要となる上記事故のうち、1. であり、かつ、2. 又は3. であるもの

6. 事故情報の活用－2

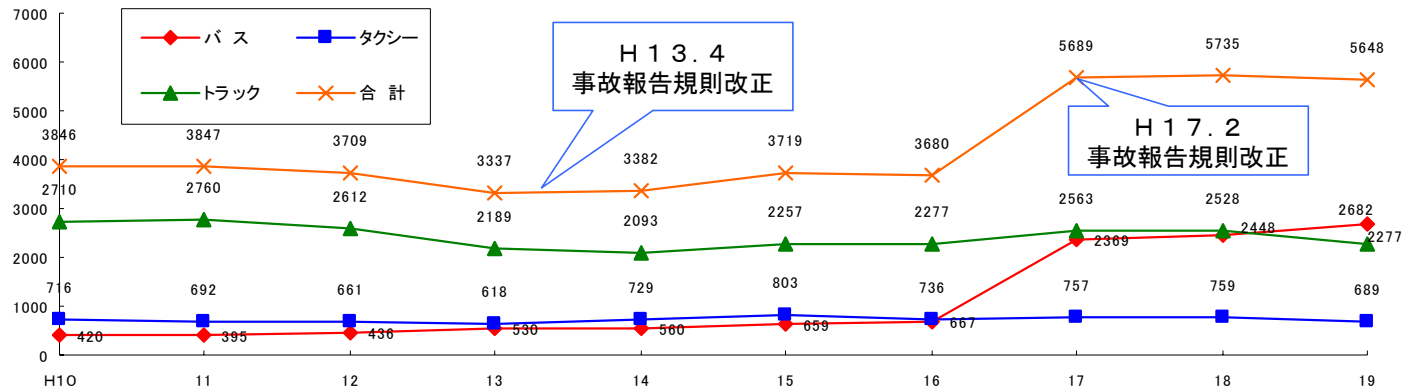
重大事故報告件数の推移

H13.4の主な改正点

- 報告対象の追加
 - ・危険物等運搬車両による事故
 - ・車内事故※1
 - ・運転者の健康状態に起因する事故
- 物損事故を報告対象から削除
- 報告期限の延長（10日→30日）

H17.2の主な改正点

- 車両故障事故の報告対象を拡大
 - ・故障部位の範囲を拡大（8項目→20項目）



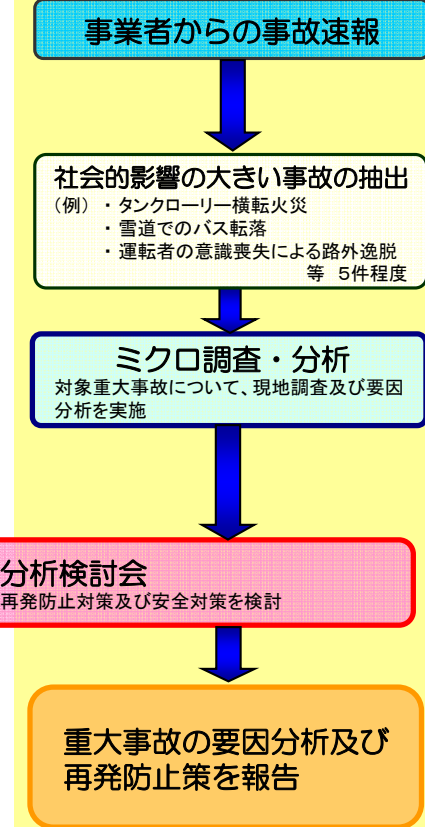
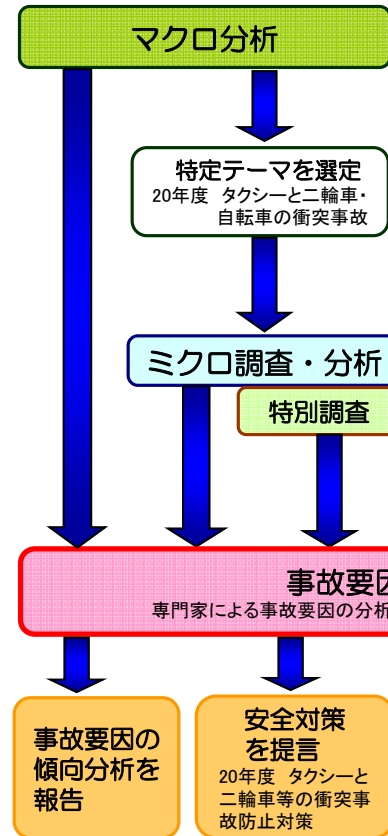
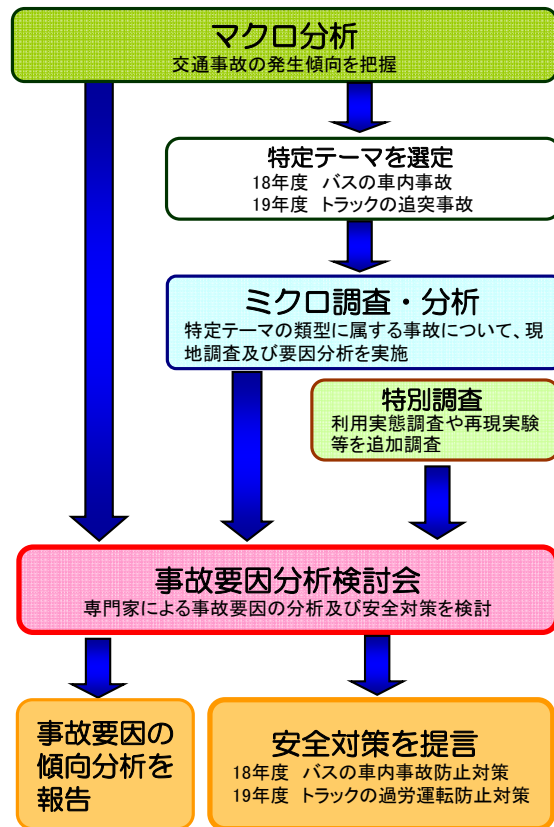
※1 運転者の不適切な操作等により旅客が負傷した事故

6. 事故情報の活用－3

自動車運送事業に係る交通事故要因分析事業

従 来

平成20年度



6. 事故情報の活用－4

「安全対策の提言」に基づいた具体的な取り組み事例

「バスの車内事故防止キャンペーン」の実施

（社）日本バス協会を中心として、全国の会員バス事業者等が毎年7月を強化月間として「バスの車内事故防止キャンペーン」を実施。

- ① 重点項目
 - ・ ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発
 - ・ ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。）の励行
- ② 実施内容
 - a. 利用者への啓発
乗合バス車内へのポスター掲示、ステッカーの貼付、車内アナウンスの活用、自治体広報誌への掲載等
 - b. バス事業者への指導
車内事故の削減目標及び計画の作成、乗務員への指導、運行ダイヤの点検・見直し等
 - c. 一般ドライバーへの協力要請
一般ドライバー団体、トラック業界、タクシー業界等の広報誌等へ協力要請の掲載を依頼



「トラック輸送の過労防止対策マニュアル」の作成

運行と過労のメカニズム、休憩・睡眠の改善方策を含む安全対策等について、わかりやすく解説した「トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル」を作成。



6. 事故情報の活用－5

安全情報の提供

自動車交通局ホームページ上に掲載する安全情報を総合的にとりまとめ、広く利用者に提供している

アドレス <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>

主な掲載内容

自動車運送事業の安全対策

- ・安全マネジメント評価の情報を紹介
- ・ドライブレコーダのデータを利用した事故事例の紹介



ネガティブ情報の公開

- ・行政処分を受けた事業者の公表
- ・実際に事故にあってから国への報告の流れを紹介



自動車の点検整備・不正改造防止

- ・不正改造の事例の紹介
- ・不適切な保守管理に起因する事故事例の紹介



自動車のリコール・不具合情報

- ・リコール情報・不具合情報の検索
- ・自動車不具合情報の受付



自動車損害賠償保障制度

- ・実際に事故にあってから自賠責保険の支払までの流れや請求方法等の紹介
- ・事故後の各種支援制度や被害者にとって役立つ情報など、自賠責保険に係る幅広い情報の紹介

自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント

- ・自動車アセスメント・チャイルドシート

アセスメントの評価結果を公表



7. 運転者対策－1

運転者の資格

バス

- ・21歳以上
- ・第二種運転免許
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転経験の期間が通算して3年以上

タクシー

- ・21歳以上
- ・第二種運転免許
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転経験の期間が通算して3年以上

タクシー業務適正化特別措置法

<登録>

- ・指定地域内のタクシー運転者の登録

<講習>

- ・輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の修了

<取消>

- ・一定の重大事故(死傷者事故等)を引き起こしたとき
- ・法令違反行為や著しく不当な行為をしたとき
- ・講習受講命令による講習を受けないとき

等

トラック

- ・運転免許

7. 運転者対策－2

適性診断の概要

運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能等について、心理・生理面から個人の特性を把握し、運転者に対し安全運転に役立つようきめ細やかなアドバイスを与えることを目的として実施。

平成13年9月(旅客は平成14年2月)からは、初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者に対する診断を新たに設定し、受診を義務付けているところ(義務診断)。

種類	対象者	受診時期	診断時間	内 容
一般診断	任意	任意	約2時間	運転性向の基本要因に係る諸特性を測定。
初任診断	初任運転者	事業用自動車の運転者として選任する前。	約2時間20分	プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動等の留意点等を助言・指導。
適齢診断	高齢運転者	65歳以上75歳未満の運転者は3年に1回。 75歳以上:1年に1回。	約2時間20分	加齢による身体機能の変化、運転行動への影響を認識させ、身体機能の変化に応じた運転行動を助言・指導。
特定診断Ⅰ	死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者。 軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者。	事故を起こした後、再度、事業用自動車に乗務する前。	約2時間40分	交通事故の状況等を聴取し、運転経歴等を参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等を助言・指導。
特定診断Ⅱ	死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者。		約5時間	交通事故の状況等を聴取し、事故を引き起こす運転特性及び背景要因等を参考に、運転行動等について助言・指導。

※ は、義務診断。

7. 運転者対策－3

義務診断の内容

○ 診断項目

- ・ 性格テスト

運転者の性格特性の中で事故につながりやすい特性の程度を測定。

- ・ 安全運転態度テスト

運転者の安全運転態度の傾向を測定。

- ・ 危険感受性テスト

交通状況把握の正確さ及び判断・予測の妥当性を測定。

- ・ 処置判断テスト

連続的に変化する事態に対する注意力のレベル、配分及び持続性を測定。

- ・ 重複作業反応テスト

多種類の刺激を知覚し、反応する重複した作業を正確かつ迅速に行うことができるかを測定。

- ・ 速度見越反応テスト

速度の見積りをさせ、動体速度の認知の正確さ及び反応の焦燥傾向又は抑制傾向を測定。

- ・ 視覚機能測定

動体視力、深視力、夜間視力等を測定。



○ 助言・指導

国家資格（産業カウンセラー）を有したカウンセラーが診断結果を踏まえ、個別面談方式等で助言・指導を実施。



7. 運転者対策－4

義務診断の認定機関

義務診断は、国土交通大臣が認定した機関において実施。

○ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断

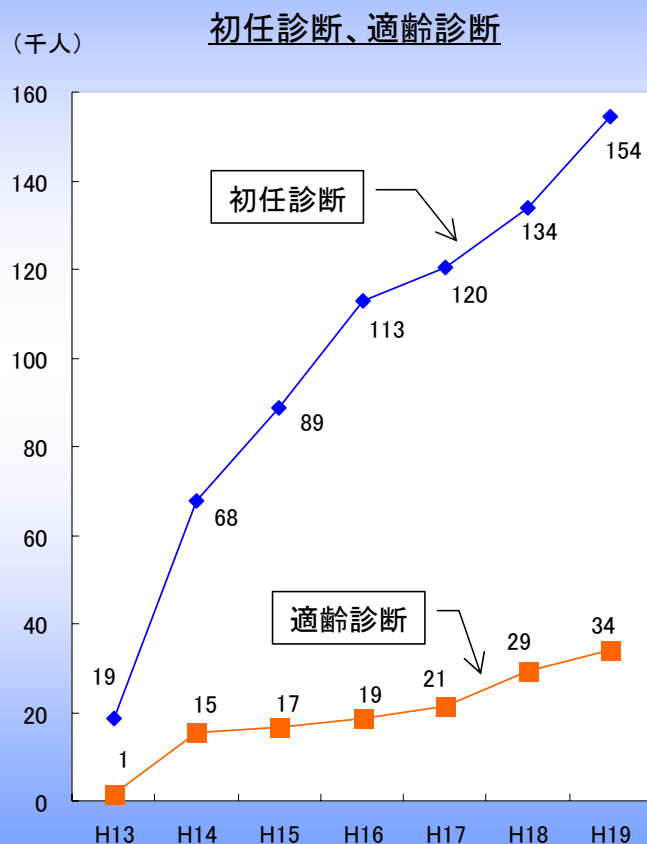
認定機関名	認定年月日	所在地	認定を受けている診断の名称
(独)自動車事故対策機構	平成14年 2月 1日	東京都千代田区	特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断、適齢診断
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	平成18年11月30日	東京都港区	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
(有)網干総合自動車練習所	平成19年11月 2日	兵庫県姫路市	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
(株)富久山自動車教習所	平成20年 9月 4日	福島県郡山市	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断

○ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断

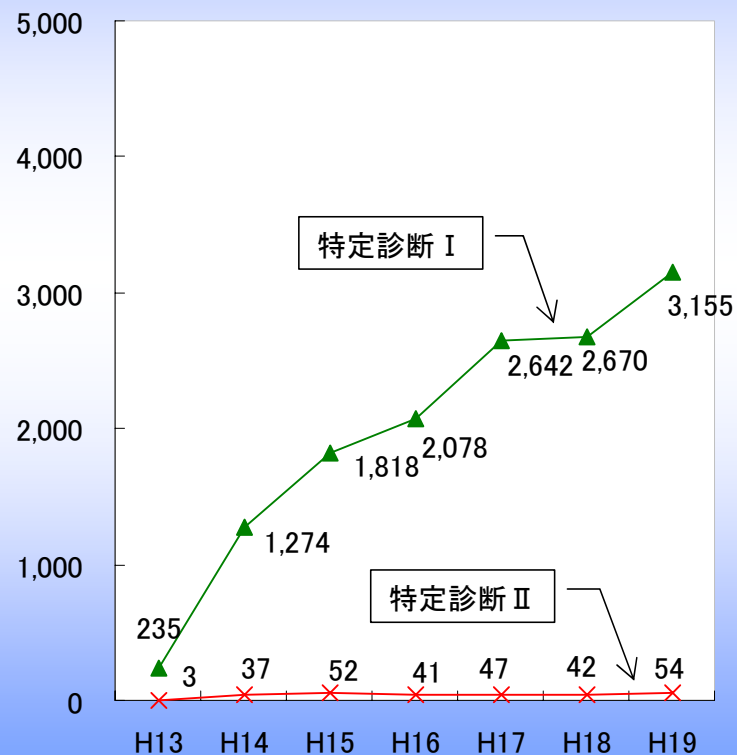
認定機関名	認定年月日	所在地	認定を受けている診断の名称
(独)自動車事故対策機構	平成13年9月1日	東京都千代田区	特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断、適齢診断
神奈川県自動車交通共済協同組合	平成15年6月4日	神奈川県横浜市中区	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
中部交通共済協同組合	平成15年6月4日	愛知県名古屋市長久区	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	平成16年2月13日	東京都港区	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
(社) 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	平成16年10月29日	埼玉県深谷市	初任診断、適齢診断
四国交通共済協同組合	平成18年2月17日	香川県坂出市	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
(有)網干総合自動車練習所	平成19年11月2日	兵庫県姫路市	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断
(株)富久山自動車教習所	平成20年9月4日	福島県郡山市	特定診断Ⅰ、初任診断、適齢診断

7. 運転者対策－5

義務診断受診者の推移



特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ



7. 運転者対策－6

運転者に対する主な指導及び監督の内容

関係法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とし、運行管理者は、運転者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

● 全ての運転者

- ・事業用自動車を運転するための心構え
- ・運行の安全等を確保するために遵守すべき事項
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・健康管理の重要性

(旅客)

- ・旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

(貨物)

- ・貨物の正しい積載方法
- ・過積載の危険性
- ・危険物を運搬する場合に留意すべき事項

等

● 事故惹起運転者

- ・事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等の再確認
- ・交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策等

● 初任運転者

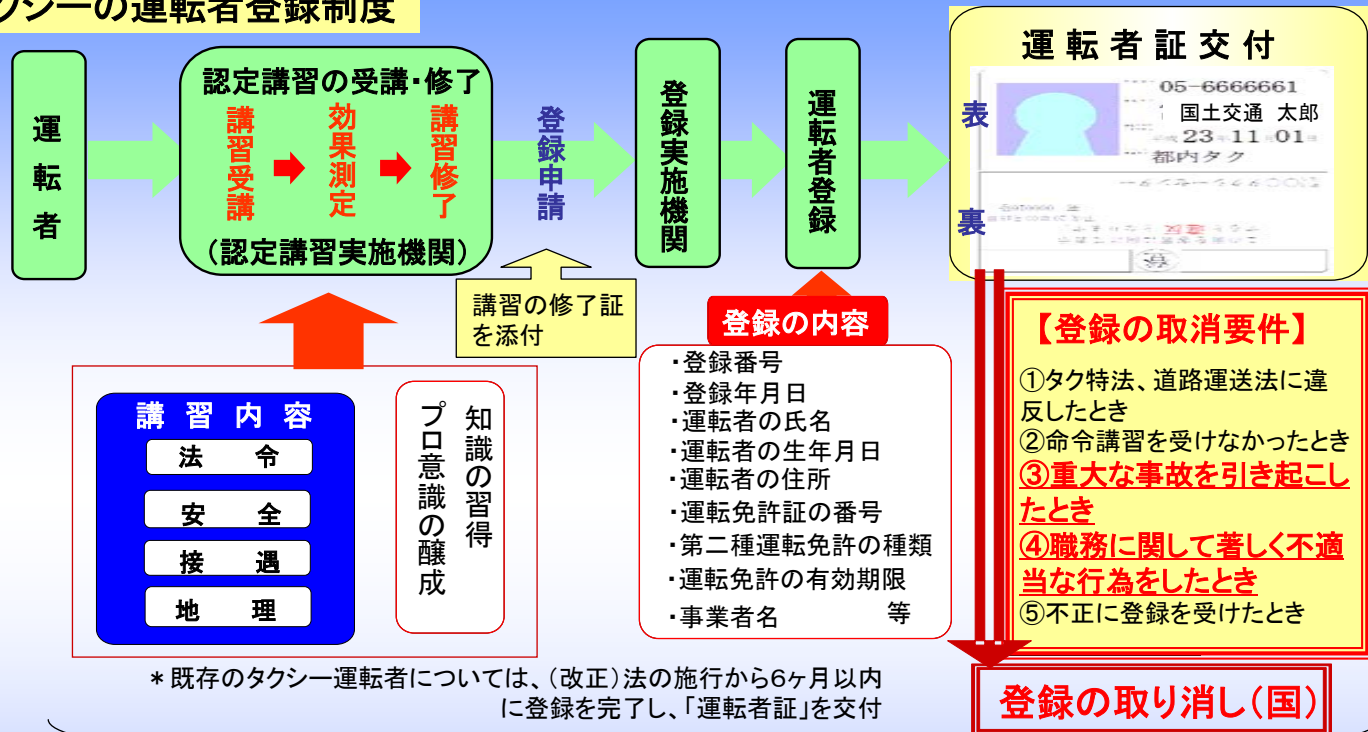
- ・事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法等

● 高齢運転者

- ・適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた、事業用自動車の安全な運転方法等を運転者が自ら考える

7. 運転者対策－7

タクシーの運転者登録制度



悪質運転者の排除

サービスの質向上

安全性の確保

登録指定地域

平成20年6月14日から、従来の指定地域(東京、大阪)に加え、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、北九州、福岡を追加指定し、全国13地域に拡大。

7. 運転者対策－8

運転者の事故歴等の把握

地方運輸局等は、自動車運送事業者に対し、新たに運転者として雇い入れた者については、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得するなどして運転者の過去の事故歴等を把握するよう、指導することとされている。

運転記録証明書

発行機関：自動車安全運転センター

証明内容：過去5年間、3年間または1年間の
交通違反、交通事故及び運転免許
の行政処分の記録

発行手数料：1通につき700円

102-0084 東京都千代田区二番町3		整理番号 2007000011 P001-1
日本 次郎 殿		
運 転 記 録 証 明 書		
申 氏 名	日本 次郎	
請 生 年 月 日	昭和 25 年 1 月 10 日生	
者 免 許 証 番 号	3 0 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0	
行政処分の前歴	0 回	累積点数 2 点
年 月 日	内 容	点 数
平成16年 9月10日	安全運転義務違反（飲酒事故）	8 点
平成16年10月15日	停止 30日（期間 29日）	特
平成17年 7月10日	信号無視（赤色時）	2 点
註 平成19年 3月15日	速度超過（20以上25未満）確定	2 点
以下空白		
明		
事		
項		
備 考		
平成 19 年 6 月 4 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。		
平成 19 年 6 月 6 日		
自動車安全運転センター 東京 都 事 務 所 長		

8. 荷主等の発注者対策－1

荷主勧告制度の運用の拡充について

安全運行パートナーシップガイドライン(平成19年5月25日とりまとめ)

荷主の行動がトラック事業者の安全を阻害するケース

・急な貨物の増量の依頼 ・積込み、荷卸し作業の増加 ・恒常的な手待ち時間の発生

〈旧〉

過積載の行政処分を行う場合

協力要請書
(一般的・警告的)

荷主勧告

荷主協力要請

平成18年度までに約6,700件

過積載の行政処分の減少

平成2年度 5,178件

平成18年度 405件

〈改正〉

【過労運転、速度超過の運用を追加】

過積載の行政処分を行う場合

〔急な積荷の増加の抑制等〕

過労運転の行政処分を行う場合

〔手待ち、積込み時間の考慮等〕

速度超過の行政処分を行う場合

〔合理的な到着時間の設定等〕

協力要請書(一般的・警告的)

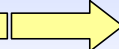
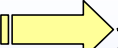
荷主勧告

8. 荷主等の発注者対策－2

貸切バス(ツアーバス)の安全対策の推進(旅行業者に関連する措置)

平成19年2月に大阪府吹田市で発生した「あずみ野観光バス」による重大事故を契機として、同年4月に重点監査を実施。国土交通省、貸切バス業者、旅行業等をメンバーとする「貸切バスに関する安全対策検討会」を立上げ、同年10月に今後の対応策をとりまとめたところ。

対応状況等

1. 運行時の安全の確保について
 - ①国土交通省において、乗務距離に基づく交替運転者配置指針を公表
(平成20年6月26日通達発出 9月1日実施)
 - ②国土交通省令を改正し、自動車事故報告書に旅行業者名等を記載することとし(平成20年7月29日公布 9月1日施行)、法令違反への関与が疑われる旅行業者等を関係機関への通知することとした
(平成20年9月29日通達発出 10月1日実施)
2. 事業者の質を向上させるための方策について

貸切バス安全性等評価・認定制度検討委員会を立上げ
(平成20年9月25日)

 - ・貸切バス事業者の安全性のランク評価制度を検討
 - ・ツアーパンフレットにバス事業者の安全情報等掲載
3. 貸切業界・旅行業界の連携・協力のあり方について

両業界の連絡協議会設置
(平成20年10月2日)

 - ・ツアーバスを巡る問題点、課題の検討
 - ・両業界関係者の連携・協力体制整備



9. 点検整備に関する制度－1

点検整備制度

自動車の使用者(自動車運送事業者)は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

日常点検整備

- ・自動車の使用者又は自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、日常点検をし、必要な整備をしなければならない。

定期点検整備

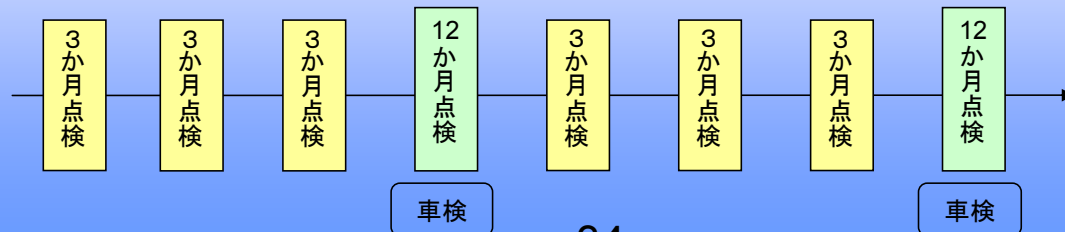
- ・自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。

《事業用自動車の定期点検時期と点検項目数》

点検時期	点検項目数
3か月ごと(3か月点検)	47項目(注)
12か月ごと(12か月点検)	96項目(注)

注) 自動車点検基準に基づく点検項目を足上げた数で、車種、走行距離等により点検項目数が異なる。

《事業用自動車の定期点検周期のイメージ》



9. 点検整備に関する制度－2

整備管理者制度

- 整備管理者制度は、事業場における点検・整備を徹底することにより事故の防止、環境の保全を図ることを目的。
- 保守管理について特に専門的知識が必要と認められる自動車について、一定台数以上のものの使用の本拠ごとに、整備管理者の選任を義務づけ。

また、整備管理者を選任したときは、15日以内に地方運輸局長に届出を義務づけ。

(整備管理者の選任を必要とする使用者)

		事業用	レンタカー	一般自家用	軽貨物運送事業
バス(30人以上)		1両			
バス(29人以下)				2両	
乗車定員 10人以下	車両総重量8トン以上	5両			
	車両総重量8トン未満	10両			10両

(整備管理者の資格要件)

- ・整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修(選任前研修)を修了した者
- ・自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者
- ・上記2に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

(整備管理者の権限等)

- 整備管理者の権限
 - 日常点検の実施方法を定める。
 - 定期点検を実施する。
 - 随時必要な点検を実施する。
 - 点検の結果必要な整備を実施する。
 - 自動車車庫を管理する。
 - 点検及び整備等に関し、運転者、整備員等を指導・監督する。
- 整備管理規程
 - 整備管理者は、整備管理規程を定め、これに基づき業務を行わなければならない。
- 点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する。
- 定期点検と整備の実施計画を定める。

9. 点検整備に関する制度－3

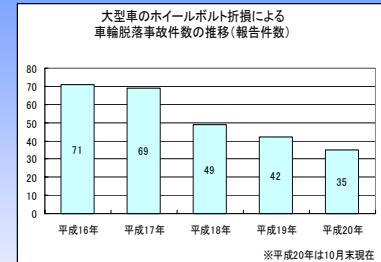
大型車のホイールボルト折損による車輪脱落事故について

- 車輪脱落事故防止に関し、過去から点検整備の実施等の注意喚起を実施
- 平成20年4月にも東名高速道路で大型車の車輪脱落事故(死者1名、負傷者7名)が発生

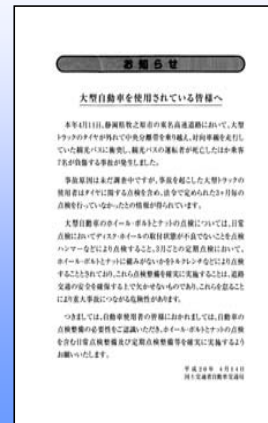
主な対策

- 平成16年4月 大型車の車輪脱落事故の多発を受け、
 - ・自動車メーカー、自動車使用者(運送事業者等)、整備事業者等に対し、緊急点検を指示。
 - ・「大型車のホイールボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」を設置。短期的な対策と中長期的な対策を検討。
- 平成16年12月 ～
 - ・調査検討会のとりまとめを受け、短期的対策として「再発防止のための注意事項等」を自動車使用者に周知徹底する等の措置を実施。
 - ・その後も中長期的対策として「大型自動車の車輪脱落事故防止に係る啓発活動連絡会」の設置(平成18年9月)、自動車点検基準の改正(平成19年4月施行)等の措置を順次実施。
- 平成20年4月 東名高速道路における死傷事故を受け、
 - ・点検整備に関する注意喚起について、運送事業者等への通知及び国交省HPへの掲載。
 - ・チラシ(45万部)を作成。運送事業者に加え、産業廃棄物、碎石等の業界にも周知。

さらに、平成20年9～10月の自動車点検整備推進運動の強化月間においても重点点検の実施、ポスター・リーフレットによる周知を行った。



《通知及びHPへの掲載》

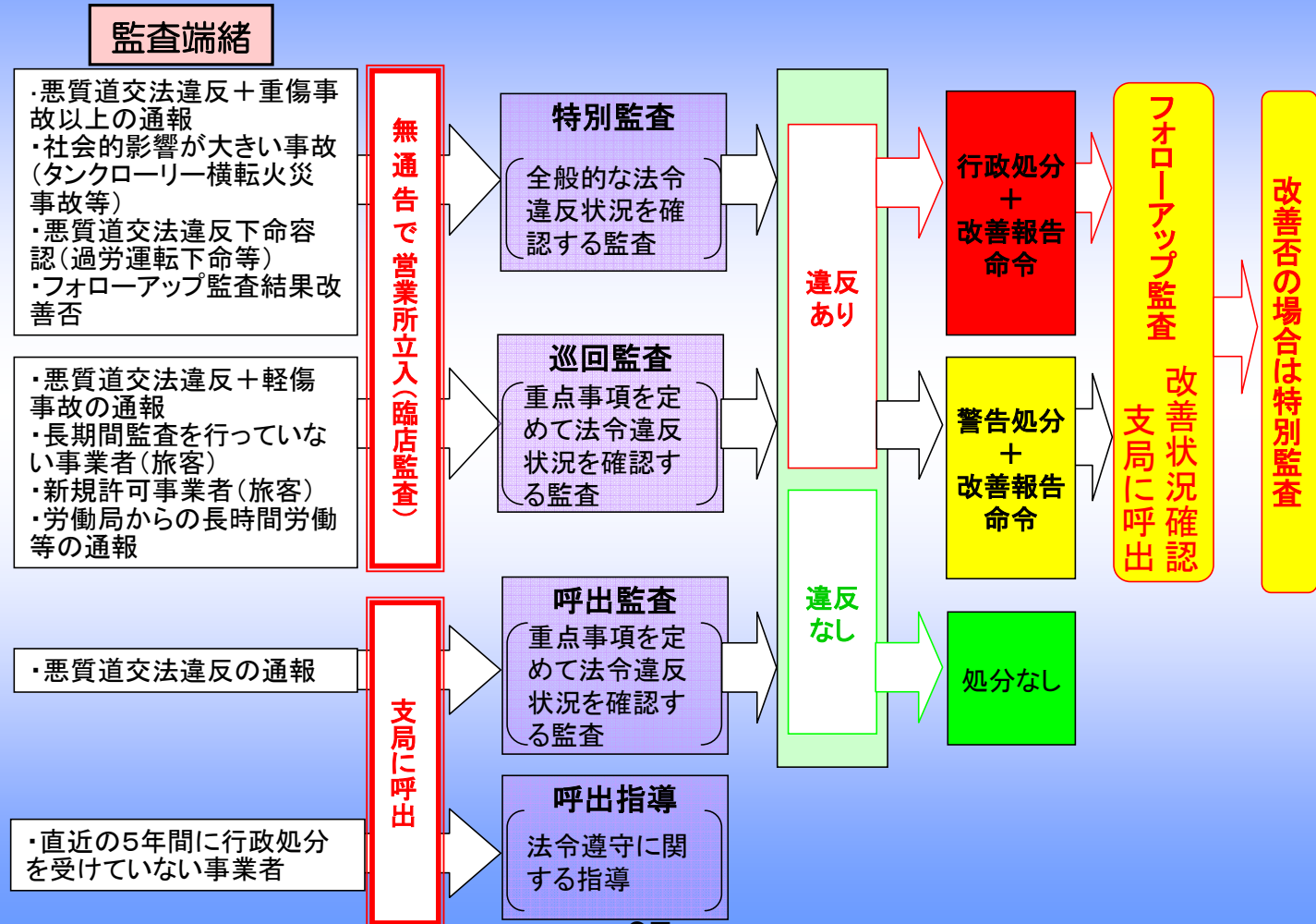


《自動車点検整備推進運動におけるリーフレット》



10. 監査・処分制度－1

監査・処分の全体イメージ



10. 監査・処分制度－2

監査の種類

（1）事業者の営業所に向いて実施する監査（臨店監査）

- 特別監査** 社会的影響の大きい事故を引き起こした事業者等に対し、全般的な法令違反状況を確認する監査
- 巡回監査** 事故、苦情又は都道府県公安委員会等からの通報等により、法令違反の多いと疑いがある事業者等に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

（2）事業者を運輸支局に呼び出して実施する監査

- 呼出監査** 都道府県公安委員会等からの通報等により、違法性があり、監査を必要とする場合に事業者を呼出し、原則として重点事項を定めて行う監査
- 呼出指導** 法令違反のみられない事業者について呼出方式で行う法令遵守に関する指導

監査の対象

制裁的監査（法令違反事業者等に対する行政処分を視野に入れた監査）（例）

- ・事業用自動車の運転者が明らかに第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反（※）を伴う事故等で社会的に影響の大きな事故を引き起こした事業者（特別監査）
※悪質違反：酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）
- ・事業用自動車の運転者が悪質違反を犯した事業者（特別監査）
- ・事故・苦情や労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通知を受けた事業者（巡回監査等）

予防的監査（事故を引き起こす又は法令違反を犯す前の予防的な監査）（例）

- ・概ね6月以内に運輸開始した新規許可事業者若しくは営業区域拡大の認可を受け、又は増車の届出を行った事業者（巡回監査）
- ・営業所に向いて実施する監査を長期間実施していない事業者（巡回監査）
- ・監査等の結果により行政処分を受け、事業の改善の状況の報告を課した事業者（呼出監査）
- ・監査等の実施結果により、行政処分等を受け、事業の改善についての呼出出頭及び改善の状況報告を課した事業者であって、出頭を拒否した者、報告内容が履行されず事業の改善が見られない者（特別監査）

等

10. 監査・処分制度－3

監査における主な確認事項

1. 事業計画の遵守状況

営業区域、営業所、事業用自動車車庫、事業用自動車の数

2. 社会保険等の適正加入状況

トラック事業、タクシー(特定特別監視地域の新規事業者)事業に限る。

3. 運行管理の実施状況

- ・ 運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守)
- ・ 過労運転等の防止(勤務時間・乗務時間等に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止等)
- ・ 点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
- ・ 運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
- ・ 運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断の受診及びタクシーにおける新任者の10日間の指導)
- ・ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の実施
- ・ 運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を含む。)

4. 車両管理の実施状況

- ・ 定期点検の実施等
- ・ 車両管理体制の整備(整備管理者の選任等)
- ・ 整備管理者に対する研修の受講 等

5. 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

10. 監査・処分制度－4

監査担当組織及び職員数の推移

監査担当組織

- 平成14年7月、地方運輸局及び運輸支局において、事後チェックに対応した監査組織を整備
- 平成18年7月、スタッフ制に移行し(地方運輸局に自動車監査官を、運輸支局に運輸企画専門官(監査担当)を配置)、監査を弾力的に行える体制を整備するとともに、監査担当職員を大幅に増員

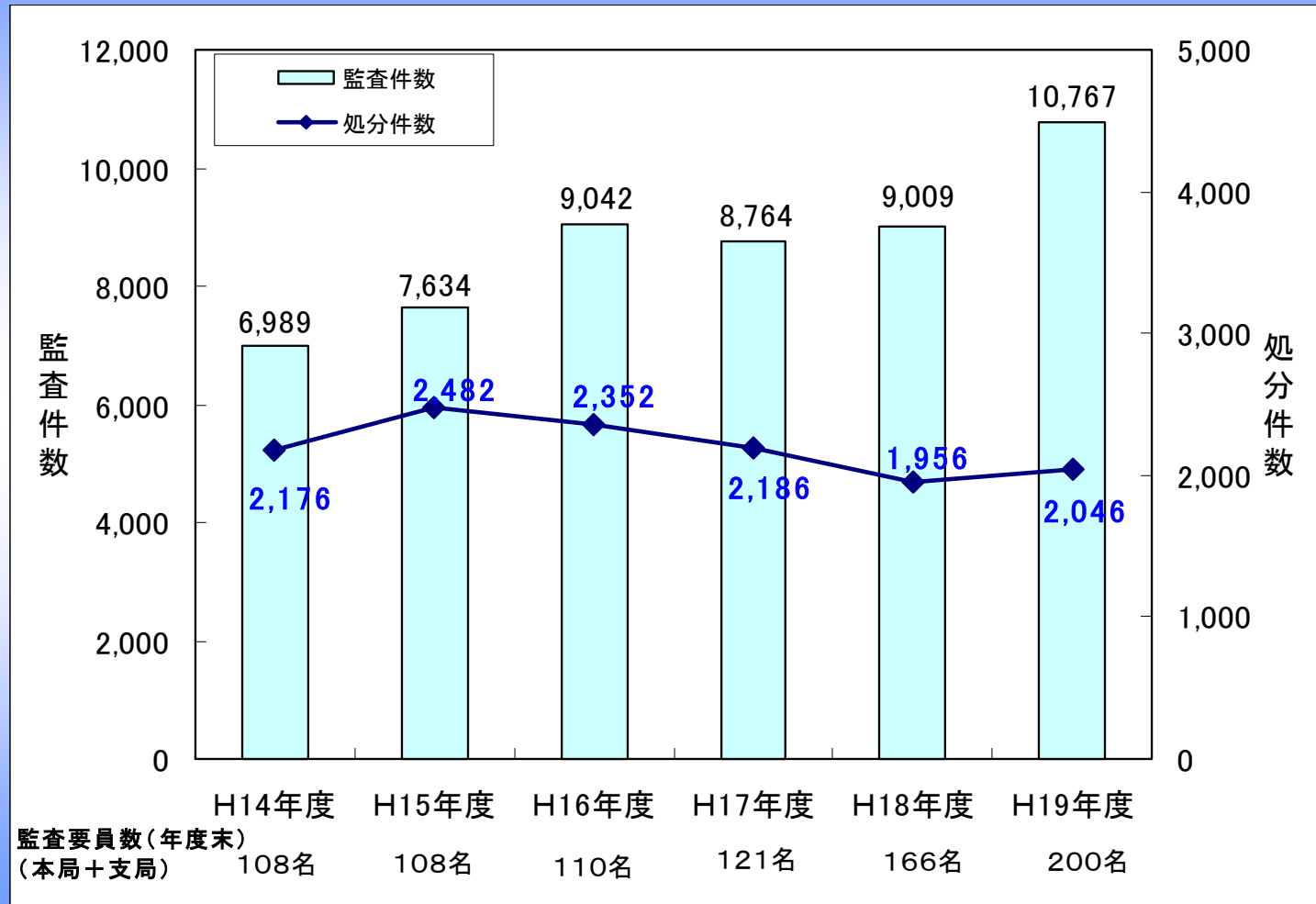
監査担当職員数の推移

監査担当職員数の推移 (人)

	地方運輸局	運輸支局	合 計
平成14年7月	45	63	108
平成15年度末	45	63	108
平成16年度末	45	65	110
平成17年度末	45	76	121
平成18年度末	60	106	166
平成19年度末	67	133	200
平成20年度末	67	163	230

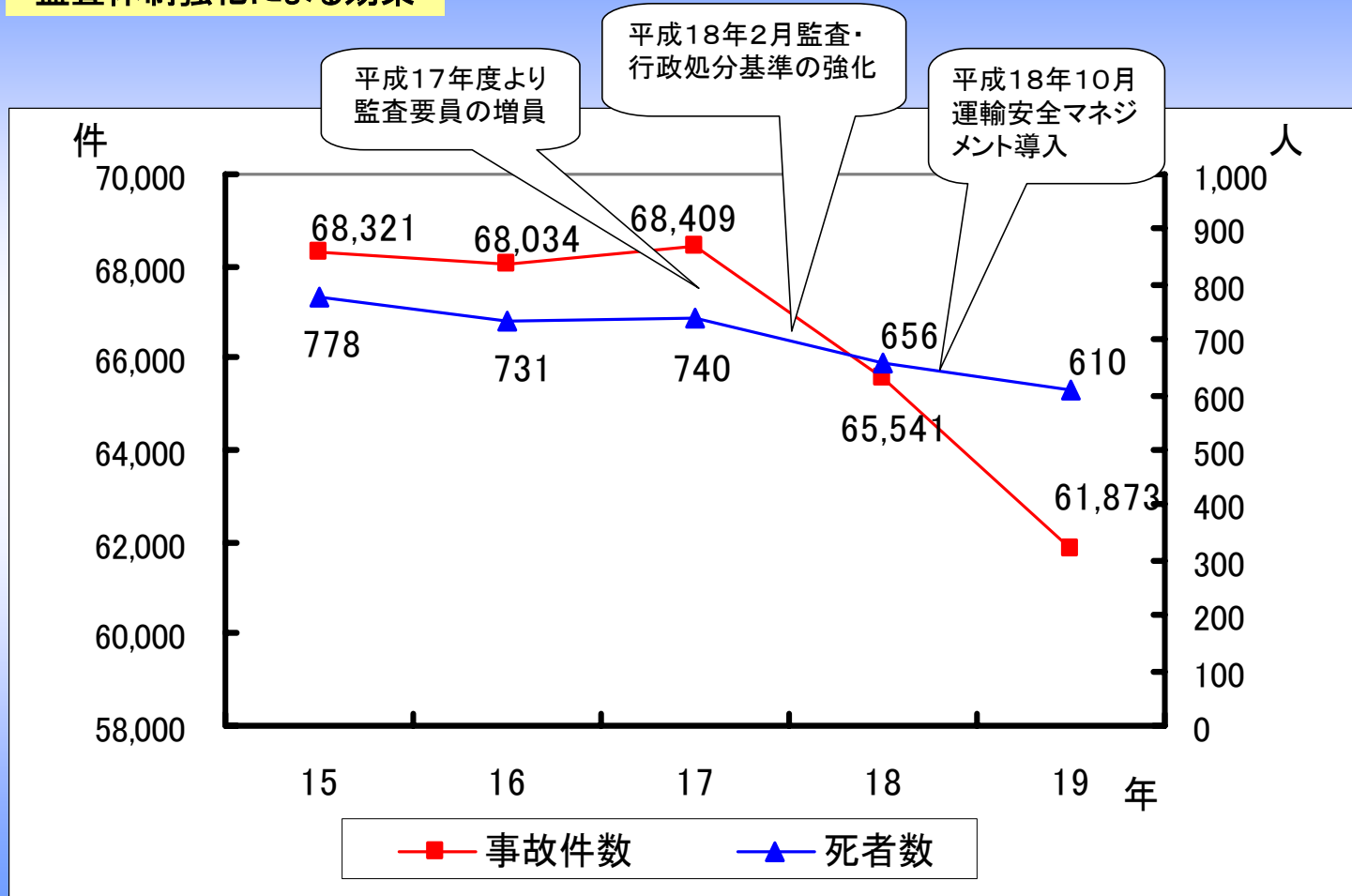
10. 監査・処分制度－5

監査・処分の実施状況(平成14年度～平成19年度)



10. 監査・処分制度－6

監査体制強化による効果



10. 監査・処分制度－7

監査における他省庁との連携

<警察庁との連携>

○道路交通法第108条の34に基づく通知

車両等の運転者が道路交通法、その下位法令、同法に基づく行政処分に違反した場合において、当該違反が車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、都道府県公安委員会が自動車運送事業を監督する行政庁（運輸支局）に対し、当該違反の内容を通知

道路交通法第108条の34に基づく公安委員会からの通知件数（件）

	死亡事故	悪質違反	最高速度違反	過積載	その他	計
平成15年度	278	298	2,327	1,080	2,758	6,741
平成16年度	305	231	2,654	793	2,904	6,887
平成17年度	302	236	2,047	561	3,948	7,094
平成18年度	327	280	2,331	431	6,886	10,255
平成19年度	307	262	2,354	221	12,528	15,672

注1.「悪質違反」とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）のあった事案

2.「その他」の件数が増加しているのは、主に駐停車違反行為のあった事案の増加による。

＜厚生労働省との連携＞

○地方運輸局と労働基準監督機関との合同監査・監督

地方運輸局と労働基準監督機関が連携し、事業の適正な運営を確保し、過労運転防止等の輸送の安全を図るためのより効果的な指導を行う観点から、合同監査を実施

(タクシー事業については平成18年4月から、自動車運送事業全体について平成20年4月から実施)

自動車運送事業の合同監査・監督の実施状況(平成20年度上半期(4月～9月))

貸切バス 29件	タクシー 48件	トラック 28件	計 105件
----------	----------	----------	--------

○自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度

事業における事故の防止及び輸送サービスの一層の向上を図るためには、事業の適正な運営を図るとともに、それを支える労働者の適切な労働環境の確保を図っていく必要があることから、地方運輸局と労働基準監督機関との間で相互通報を実施

＜通報すべき事案＞ 労働基準法及び改善基準告示等に関し重大な違反の疑いがあると認められるもの

都道府県労働局への通報件数

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
通報件数	217件	134件	199件	282件	452件

○社会保険等の未加入状況等の通報制度

自動車運送事業者の社会保険及び労働保険への未加入状況について、地方運輸局が地方社会保険事務局又は都道府県労働局への通報を実施 (トラック事業は平成16年度、バス・タクシー事業は平成18年度から実施)

自動車運送事業者の社会保険等の未加入通報件数 (件)

	社会保険	労働保険	合計
平成16年度	2,075	412	2,487
平成17年度	1,853	504	2,357
平成18年度	2,130	472	2,602
平成19年度	2,345	632	2,977

10. 監査・処分制度－8

行政処分の概要

行政処分等の基準により、法令の条項ごとの処分量(日車)を定め、違反事項に応じた処分量を足し上げ、処分日車数を決定し、違反点数として管理(処分日車数10日車までごとに1点、違反点数の累積期間は3年)

1. 処分日車数の決定

道路運送法、貨物自動車運送事業法等の違反が確認されれば、行政処分等の基準に基づき、処分日車数(違反点数)を決定し、違反点数に応じて、車両の使用停止、営業所の事業停止、事業許可取消等の行政処分を実施

《参考》主な行政処分量(日車)

①飲酒運転	初回違反： 80日車	再違反： 240日車
②改善基準告示の未遵守	初回違反：最大40日車	再違反：最大120日車
③点呼の実施違反	初回違反：最大30日車	再違反：最大90日車

2. 行政処分

(1)車両の使用停止 → 使用停止の車両数は、旅客事業にあつては運輸局ごとに、トラック事業にあつては処分日車数及び営業所の所属車両数に応じ全国一律に、規定

《旅客事業》関東運輸局(タクシー)の例

- ①停止車両数 処分日車数を15で除して得た数(端数は切り上げ)
- ②処分期間 処分日車数÷停止車両数

(2)事業停止

次のいずれかに該当する場合には、最大6ヶ月の期間営業所における事業を停止

① 処分日以前3年間の累積点数と合わせて50点を超える場合

トラック事業にあつては、①の外

- ② 一の運輸局の管轄区域における累積点数が30点以下で270日車以上の処分日車数の場合
- ③ 一の運輸局の管轄区域における累積点数が31点以上で180日車以上の処分日車数の場合

(以下の場合においては、違反点数と関係なく事業停止の行政処分を実施)(平成18年8月以降実施)

- ④ 事業者ぐるみで過労運転や酒酔い運転等の悪質違反を命じ又は容認していた場合(7日間の事業停止)
- ⑤ 事業用自動車の運転者が過労運転や酒酔い運転を伴う事故を引き起こした場合であつて、当該違反行為を防止するための事業者の措置が不十分であつた場合(3日間の事業停止)

(3)事業許可取消

処分日以前3年間の累積点数と合わせて80点を超える場合

10. 監査・処分制度－9

行政処分の実績

1. 乗合バス事業

		行政処分等件数						
年度	監査事業者数	許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等	合計
H15	196	0	0	49	(2,312)	49	27	76
H16	197	0	0	34	(1,959)	34	21	55
H17	173	0	0	42	(1,575)	42	36	78
H18	217	0	0	25	(1,715)	25	44	69
H19	275	0	0	36	(2,345)	36	35	71

2. 貸切バス事業

年度		行政処分等件数						
		監査事業者数	許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等
H15	646	1	1	70	(3,895)	72	76	148
H16	615	10	1	69	(4,601)	80	64	144
H17	494	0	0	70	(3,388)	70	67	137
H18	719	0	1	123	(8,445)	124	113	237
H19	1,787	0	2	259	(17,179)	261	322	583

3. タクシー事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等	合計
H15	1,874	3	0	427	(20,475)	430	947	1,377
H16	2,797	0	0	345	(15,141)	345	1,329	1,674
H17	2,958	1	0	435	(18,040)	436	533	969
H18	3,321	2	2	383	(22,560)	387	629	1,016
H19	3,459	1	1	470	(29,340)	472	541	1,013

4. トラック事業

年度	監査事業者数	行政処分等件数						
		許可の取消	事業停止	車両の使用停止 (延日車数)		小計	勧告・警告等	合計
H15	4,918	4	19	1,908	(100,559)	1,931	736	2,667
H16	5,433	5	19	1,869	(115,580)	1,893	811	2,704
H17	5,139	2	31	1,605	(102,874)	1,638	721	2,359
H18	4,752	10	36	1,383	(106,695)	1,429	446	1,875
H19	5,246	57	57	1,163	(94,210)	1,277	335	1,612

10. 監査・処分制度－10

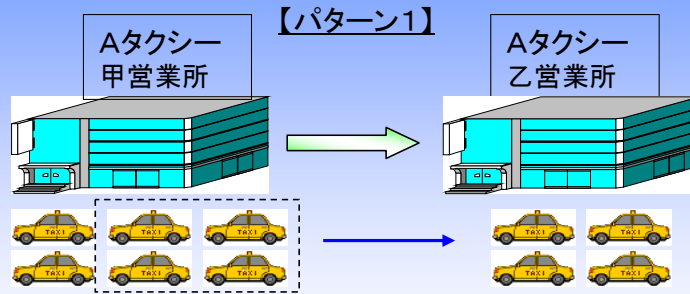
監査・行政処分の実例

業 態	管轄運輸局	監査の端緒	監査日	処分日 及び 処分量定	主 な 指 摘 事 項
貸切バス	関東	酒気帯び事故	18.6.21	18.12.26 13日間の事業停止	・運転者に対する指導監督に関すること ・点呼の実施に関すること 他7項目
貸切バス	北陸信越	死傷事故 (死者1名、重軽傷者26名) 過労運転の下命	19.2.20 (19.10.10)	19.11.14 7日間の事業停止 ＋ 使用停止225日車	・過労運転を命じていたこと ・運転者に対する指導監督に関すること 他8項目
タクシー	関東	酒気帯び事故	18.7.31	18.11.22 4日間の事業停止	・運転者に対する指導監督に関すること ・点呼の実施に関すること 他15項目
タクシー	近畿	改善指示事項不履行	19.12.26	20.2.1 許可取消し	・過労防止に関すること 他10項目
トラック	北陸信越	死亡事故 過積載運行の下命	19.6.28	20.7.11 7日間の事業停止 ＋ 715日車(14日間の事業停止及 び使用停止449日車、他2営業所 3日間の事業停止)	・過積載運行を命じていたこと ・運転者に対する指導監督に関すること 他10項目
トラック	九州	酒気帯び死亡事故	19.11.26	20.3.7 3日間の事業停止 ＋ 使用停止220日車	・運転者に対する指導監督に関すること ・点呼の実施に関すること 他7項目
トラック	中国	過労運転死亡事故	20.2.27	20.7.16 3日間の事業停止 ＋ 300日車(3日間の事業停止及び 使用停止282日車)	・過労防止に関すること ・過労運転に関する指導監督に関すること 他6項目
トラック	関東	無免許・死亡事故	20.6.25 (20.7.7)	20.10.23 3日間の事業停止 ＋ 425日車(7日間の事業停止及び 使用停止306日車)	・運転者に対する指導監督に関すること ・過労防止に関すること 他15項目

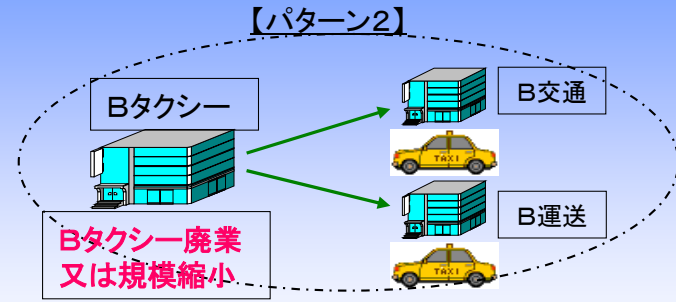
※ 処分量定に下線が引かれている処分については、悪質違反に対する即時事業停止処分の適用を表している。

10. 監査・処分制度－11

処分逃れのパターン

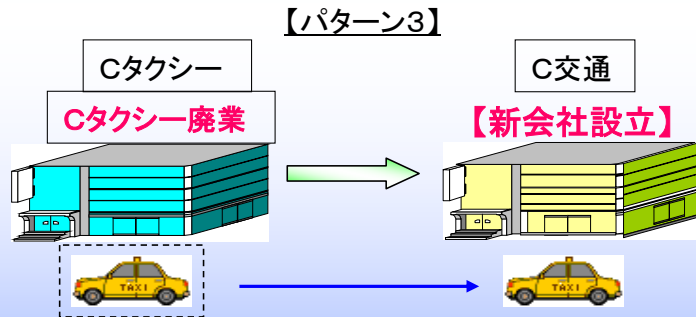


営業所ごとの行政処分であることから、行政処分前に他の営業所へ車両を移動させ停止車両数を少なくする（停止車両数は営業所の配置車両数に基づき決定されるため）ことで、行政処分の効果を軽減する。

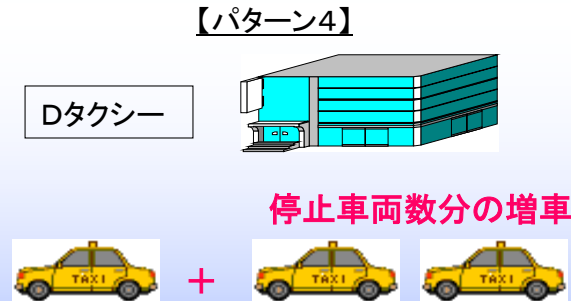


【関連会社】

行政処分前に関連会社に事業を譲渡、事業を廃止し、又は車両規模を縮小して関連会社へ車両を移動させ、行政処分を逃れたり、効果を軽減する。



監査の実施結果により許可の取消し等の処分を予測した事業者が、別法人を設立。監査を受けた法人は、行政処分前に事業を廃止し、設立した法人に車両を移動させ、行政処分を逃れる。



行政処分前に増車することで、行政処分を受けたとしても稼働車両数は変わらないようにし、行政処分の効果をなくす。

その他

遊休車両を有する事業者の行政処分では、車両停止処分が遊休車両により実効性の上がない状態が生じている。

10. 監査・処分制度－12

処分逃れの事例

業態	運輸局	監査端緒	事故発生日	事故発生日における車両数	監査実施日	監査実施日車両数	監査実施日累積点数	処分日	処分日車両数	処分量	事業廃止年月日	車両を移動した年月日	車両の移動先	処分逃れパターン	備考
タクシー	近畿	増車	—	—	H18.3.23	32両	7点	—	—	135日車	H18.6.7	H18.6.7	系列事業者 (32両移動)	2	事業廃止のため処分できず
トラック	北海道	事故	H16.1.13	42両	H16.5.18	48両	0点	H16.7.16	41両	738日車 (事業の全部停止 18日・車両停止41両×18日)	H16.7.22	H16.7.22 ～ H16.7.27	複数の許可事業者及び系列事業者 (36両移動)	2	処分決定後に事業廃止のため処分の効果なし
トラック	近畿	過積載	—	—	H16.8.13	35両	46点	H16.10.6	6両	330日車 (事業停止7日・車両停止2両×144日・輸送の安全確保命令)	—	H16.9.14	系列事業者 (29両移動)	2	6両(元36両)に対し330日車の停止
トラック	北海道	苦情	—	—	H17.2.22	10両	47点	—	—	30日車	H17.6.14	H17.6.14	新規許可事業者 (10両移動)	3	事業廃止のため処分できず
トラック	近畿	事故	H16.12.6	129両	H17.12.2	129両	7点	H18.3.31	10両	695日車 (事業停止14日・車両停止3両×138日・1両×141日)	—	H18.3.3	系列事業者 (119両移動)	2	10両(元129両)に対し695日車の停止
トラック	関東	ひき逃げ	H17.5.2	59両	H18.6.26	55両	30点	H18.10.10	18両	430日車 (事業停止：監査実施営業所7日・他2営業所3日・車両停止2両×63日・1両×73日)	—	H18.9.29	系列事業者 (37両移動)	2	18両(元55両)に対し430日車の停止
トラック	中国	死亡事故	H18.10.12	46両	H19.4.27	17両	0点	H19.10.1	17両	335日車 (事業停止3日・車両停止4両×47日+2両×48日)	—	H19.1.29 ／ H19.4.13	同一事業者別営業所 (29両移動)	1	17両(元46両)に対し335日車の停止
トラック	中国	過積載下命	H18.9.1	12両	H19.5.9	5両	0点	H19.6.27	5両	230日車 (事業停止7日・車両停止2両×115日)	—	H19.5.7	同一事業者別営業所 (7両移動)	1	5両(元12両)に対し230日車の停止
トラック	関東	労基通報	—	—	H19.10.31	111両	36点	H20.8.19	111両	190日車(事業停止3日) 一事業停止命令に従わなかったことから、H20.10.3をもって許可取消し(H20.9.26付け)	—	H20.10.3	系列事業者 (111両移動)	その他	許可取消を行うが処分の実効性なし

10. 監査・処分制度－13

行政処分状況の公表

公表基準の概要

1. 公表主体

地方運輸局及び本省自動車交通局により実施。

2. 公表範囲

車両停止(乗合バスは警告)以上の処分を受けた事業者。

3. 公表内容

- (1) 処分年月日
- (2) 事業者名
- (3) 事業者及び処分に係る営業所の所在地
- (4) 処分の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 処分により付された違反点数及び事業者の累積点数

4. 公表時期及び方法

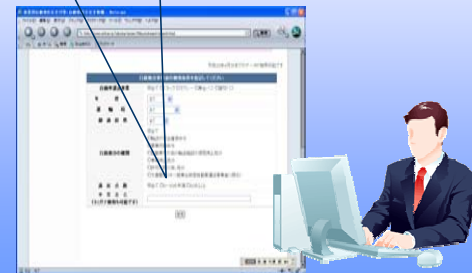
地方運輸局では行政処分の都度、報道機関等へ資料提供。
本省自動車交通局では毎月、その前月の行政処分の情報について、ホームページで公表。

平成20年4月分までのデータが検索可能です

行政処分事業者の検索条件を指定してください	
自動車運送事業	☒ 全て ☐ トラック ☐ タクシー ☐ 乗合バス ☐ 貸切バス
年 度	全て
運 輸 局	全て
都 道 府 県	全て
行政処分の種類	☒ 全て ☐ 輸送の安全確保命令 ☐ 事業改善命令 ☐ 自動車その他の輸送施設の使用停止処分 ☐ 事業停止処分 ☐ 許可の取り消し処分 ☐ 文書警告(※一般乗合旅客自動車運送事業者に限る)
違反点数	☒ 全て ☐ 0～20点未満 ☐ 20点以上
事業者名 (ヨミガナ検索も可能です)	

検索

ホームページ上で事業者
の検索が可能



1 1. 車両に係る安全基準－1

事業用自動車対策

- ・ワンマンバスのアクセルインターロック装置(扉が開いている状態では、走行不能とする装置)の義務付け
- ・ワンマンバスの扉非常解放装置(非常時に車内外から手で扉を開放可能とする装置)の義務付け
- ・ワンマンバスの客室の安全確認装置(運転者が客室内の状況を確認できる装置)の義務付け
- ・タクシーの後席ヘッドレスト(運転席及自動車側面に隣接する席にヘッドレストを装着する)の義務付け

大型貨物自動車対策

- ・大型トラックのスピードリミッター義務付け(平成13年8月公布)
- ・大型後部突入防止装置の適用拡大(3.5t～)(平成14年7月公布)
- ・装飾板対策(平成16年12月公布)
- ・前部潜り込み防止装置義務付け(平成19年1月公布)
- ・大型後部反射器見直し(平成19年1月公布)

○大型車の前部潜り込み防止装置(FUP)

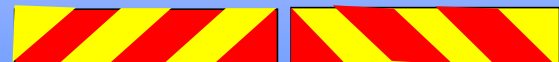


前部潜り込み防止装置

○大型後部反射器



大型後部反射器 (トレーラ用)



大型後部反射器 (トラック、トラクタ用)

11. 車両に係る安全基準－2

乗員保護・歩行者保護対策

衝突事故後の被害を軽減するための衝突時の乗員保護・歩行者保護基準の拡充・強化

歩行者頭部保護基準を整備(平成16年4月公布)

かじ取装置の衝突時の乗員保護装置及びオフセット衝突時の乗員保護基準を整備(平成17年12月公布)

後席中央3点式シートベルトの義務付け(平成18年4月公布)



歩行者頭部保護性能試験



オフセット衝突試験

飲酒運転防止対策

飲酒運転を根絶し、交通事故件数や死者数、負傷者数を削減する観点から、アルコール・インターロック装置が満たすべき技術的要件を規定した技術指針案をとりまとめた。

呼気吹込式のアルコール・インターロック装置の技術指針案の概要(平成19年12月)

自動車に任意に備える場合の技術指針案を策定

- ・一般要件
 - ・較正・整備要件
 - ・ごまかし防止要件
 - ・耐久性能要件
- (機能試験、温度試験、振動試験)

→ 任意装備車両の普及・促進を期待



12. 先進安全自動車（ASV）－1

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進に産学官の協力のもと取り組んでいる。

先進安全自動車（ASV）推進計画の概要

	第1期	第2期	第3期	第4期
実施期間	平成3～7年度	平成8～12年度	平成13～17年度	平成18～22年度
目的	技術的可能性の検証	実用化のための研究開発の促進	- 普及促進のための検討 - 新たな技術開発の促進	- 本格的な普及促進 - 通信を利用した安全運転支援システムの一部実用化
主な取組み	開発目標の設定	- 基本理念の整理 - 開発指針等の設定	- ユーザーへの情報提供 - 自律検知型システムの高度化（実用化指針の策定） - 通信を利用したシステムの検証	- 普及促進のための効果評価及びユーザー理解の促進 - 通信を利用したASVの実用化に向けた実証実験

実用化された先進安全自動車（ASV）の例

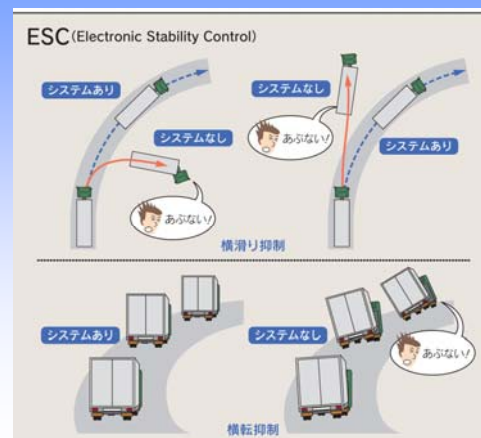
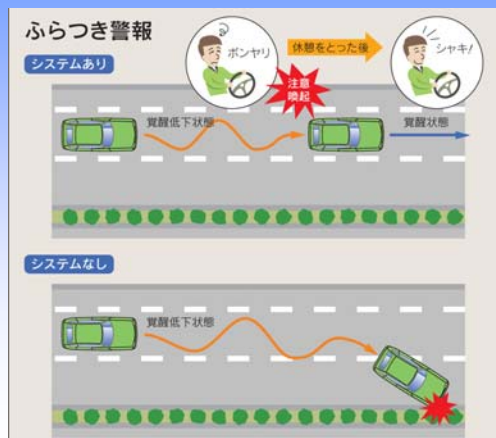
衝突被害軽減ブレーキ

●先行車両に近づく場合



※平成19年度より、大型車の衝突被害軽減ブレーキに対する補助制度を開始。

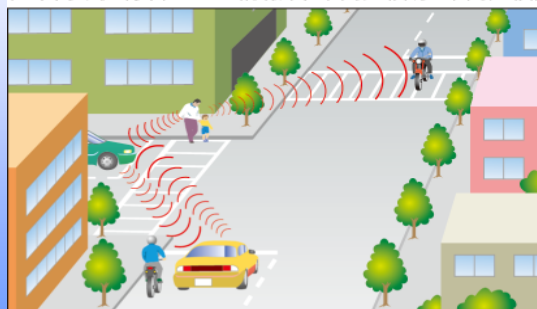
12. 先進安全自動車（ASV）－2



その他のASV技術の例

通信を利用した安全運転支援システムの例

他車両や歩行者からの情報（車車間通信、歩車間通信）

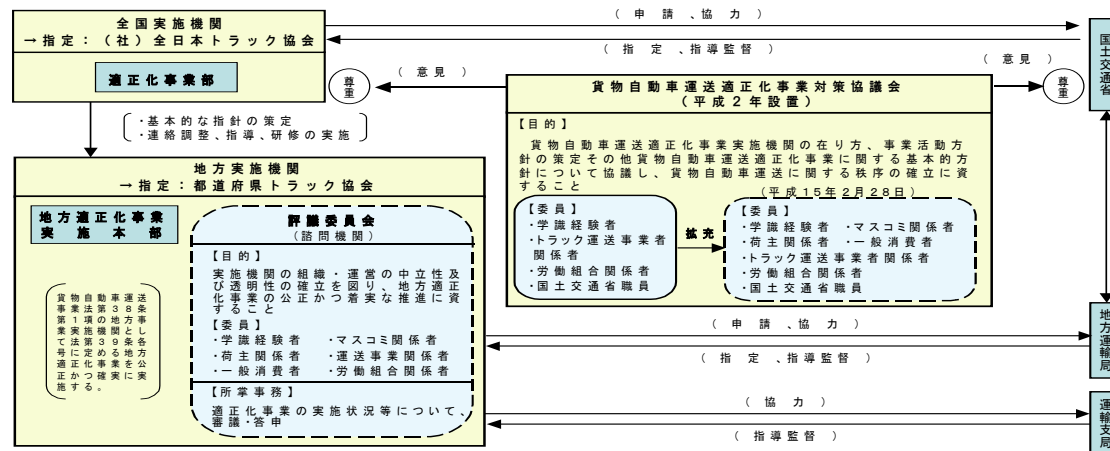


13. その他の主な安全対策－1

トラックに係る運送適正化実施機関の概要

全国実施機関(社団法人全日本トラック協会)は、全国適正化事業として、地方適正化事業の円滑な実施を図るための基本的な指針の策定、連絡調整、指導、適正化事業指導員に対する研修、広報・啓発活動を行っている。

地方実施機関(各都道府県トラック協会)は、地方適正化事業として、トラック運送事業者に対する指導、広報・啓発活動、苦情処理、地方運輸局等に対する協力等の活動を行っている。



地方実施機関の巡回指導件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
全国計	22,995	24,319	27,261	30,549	31,174

※巡回指導の結果、事業者評価がD(調査項目に占める「適」の割合が60%～70%未満)又はE(60%未満)であって改善が図られない場合は、巡回監査の対象となる。

13. その他の主な安全対策－2

貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の概要

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する。



認定マーク
(通称「Gマーク」)

安全性評価事業の開始時期及び認定事業所数等

平成15年度から実施

安全性優良事業所認定状況等

平成17年度	6,669事業所
平成18年度	8,205事業所
平成19年度	9,712事業所

参考
：平成18年度
事業者数は62,567者

平成19年10月末現在
事業所数は86,184所

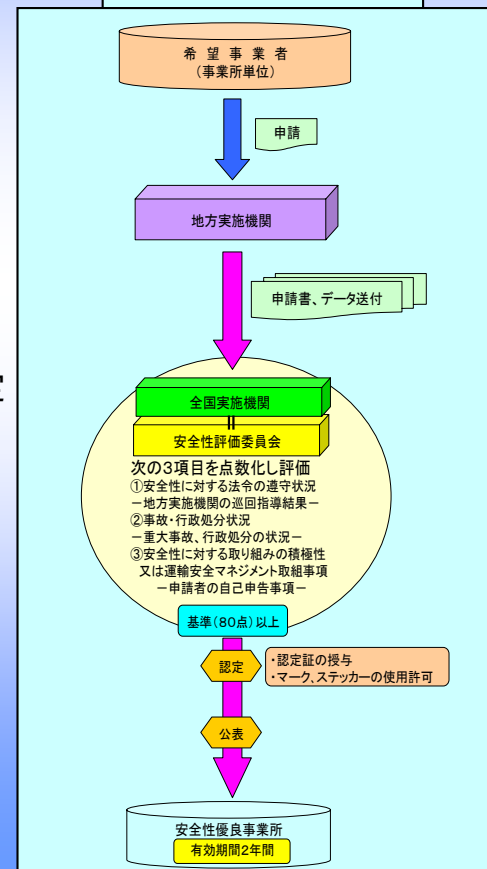
認定等手続き及び認定の有効期間

- ・事業所からの申請に基づき、認定等の手続きにより評価及び認定等を行う(右図「認定等手続きの概要」及び右上図「認定マーク」参照)。
- ・有効期間:2年間

19年4月見直し事項

- ・安全性優良事業所としての有効期間を、初回更新事業所3年間、複数回数更新事業所は4年間とした。
- ・「安全性に対する取組の積極性」の評価項目に、運輸安全マネジメントの実施状況に関する項目を加えた。

認定等手続きの概要



13. その他の主な安全対策－4

NASVAの概要

設立年月日	平成15年10月1日 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)に基づき設立
設立目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進する。
組 織	本部、主管支所:9ヵ所、支所:41ヵ所、療護センター:4ヵ所
役職員数	合計340名(役員6名、職員334名:20年10月現在)
事業概要	1. 自動車事故の防止対策 (1)運行管理者等の指導講習 安全の確保に必要な管理手法の習得 運送事業者の安全マネジメントに係る支援 (2)運転者の適性診断 運転の特性を診断し、安全運転に役立つきめ細かなアドバイス 2. 自動車事故による被害者の保護対策 (1)交通遺児等に対する貸付け 育成資金の無利子貸付や友の会の運営・家庭相談による交通遺児等への援護 (2)介護料の支給 自動車事故による被害者の方の援護のために、介護料の支給 (3)療護センターの設置及び運営 医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護 3. 自動車の安全情報の提供 中立公正な立場での自動車アセスメント情報の積極的な公表